

違反是正事例

テーマ <消防用設備設置工事の基準違反に対する違反通告措置 平成22年>

- ▶ 平成22年、消防設備士が建物5階のベランダに設置した緩降機の取り付け方法が不適切であったことから違反事項を通告した事例。

防火対象物の概要

用途 複合用途(16)項イ
建物 耐火5/1 延べ504㎡(特定、階段一系統)
設置工事場所 5階
用途：2項ハ(レンタルルーム)

違反処理の経緯

(1) 立入検査

平成16年11月29日 立入検査、5階避難器具未設置等
平成17年9月26日 立入検査、同上
平成22年6月29日 立入検査、5階避難器具未設置等
長期にわたり違反している対象物として、立入検査を実施した。

(2) 設置工事の受注

避難器具の未設置について改修指導を受けた5階レンタルルームを経営するaは、避難器具(緩降機)の設置工事を消防設備業者B社に依頼した。

依頼を受けたB社のbは、消防設備士資格の甲種第5類を持っていなかったことから、メーカー系消防設備業者のC社のcに設置工事を依頼した。

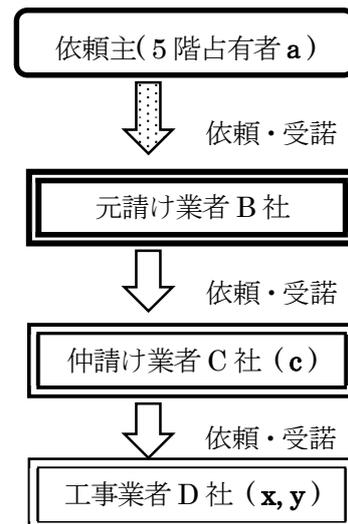
C社のcは受注した設置工事を下請けに任せることとし、消防設備業者D社のxが実際の避難器具(緩降機)の設置工事を担当することとなった。

この一連の受発注は口頭で行われており、最終的に緩降機の設置工事を行ったD社のxは、「今回の依頼内容は設置工事の作業のみで、着工届の作成及び届出は含まれていない」との認識であった。

(3) 設置工事の着手

ア 平成22年8月2日。

D社のxは、設置工事に伴う現場確認を元請けであるB社のbと行き、避難器具の降



下空間・避難空地等から室内でなくベランダに緩降機を設置することとし、C社のcに発注した。

消防側から改修指導を受けたaは、B社のbに対し設置工事の早期着手を指示した。元請けであるB社のbは、D社のxに依頼主aの指示内容を伝え、早期の設置工事と立ち会うことを連絡した。

イ 平成22年8月20日。

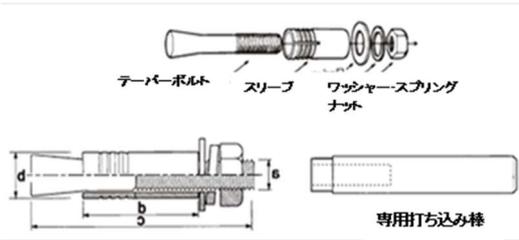
D社のxは、同僚のyと共に避難器具（緩降機）の設置工事を行った。この設置工事の際し、D社のyやB社のbが補助作業（工事器具の準備や路上における安全管理等）を行った。

(4) 設置工事の内容

緩降機の固定をベランダの床面にすると工事後に、固定部から雨水の漏えいがあるため、ベランダの腰壁の壁体に固定することとした。

取付け時の工法を「金属拡張アンカーによるボルト固定の標準工法」により施工することとしたが、当該建物の建築図面等は建物関係者から提供されなかったため、ドリルでコンクリート壁に試掘の穴開け(穿孔)を行った。

工事手順参考図



「金属拡張アンカー」は、左図のテーパードボルトにスリーブをかませ、掘削した穴にはめ込む。その後、スリーブを打ち込み棒でたたき込むと、テーパードボルトの埋設側の先端部が拡大していることから、スリーブが拡張してコンクリート壁に食込み固定される。

- ① ドリル径・穿孔深さの選定
マーキング
穿孔深さ
- ② 穿孔
マーキング
穿孔深さ
90°
- ③ 孔内清掃
ブロー、吸じん機等を使用して、孔内の切粉を除去する。
- ④ アンカー挿入
- ⑤ アンカー打設
専用打ち込み棒
- ⑥ 取付け

テーパードボルトとスリーブを挿入

スリーブを打設

「金属拡張アンカー」で緩降機等を固定する場合、穿孔深さと埋込深さの下限（金属拡張アンカーはその呼び径ごと定められた壁面に対する穿孔深さの下限とスリーブの埋込深さ）やコンクリートの厚さに対する穿孔深さの限界（残りコンクリートの厚さを 50mm 以上とするためのコンクリートの厚さに対する穿孔深さの最大値）が決められている。

金属拡張アンカー呼び径が M12 のものを使用する場合、コンクリートの壁に開ける穿孔深さは最小でも 70mm としなければならず、またこの穿孔深さを得るためにはコンクリートの厚さが最小でも 120mm なければならない。

D 社の x は、固定用の金属拡張アンカーに外径 17.3 の M12 を使用し、80mm 程度掘り進んだ所でドリルの手ごたえが無くなり、穴の内部を確認したところ腰壁の内部が空洞になっていることを確認した。

x は、当該設置場所では取付けに必要な強度が得られないことから、元請け業者の B 社の b に工事の続行が無理である旨を伝えたが、b からは「壁に穴を開けたからにはその場所に取り付けるしかない」との指示を受け、設置工事を続行した。

D 社の x は、試掘の穴の周囲 4 か所に緩降機の取付け用穴をあけたが、金属拡張アンカー M12 の基準に満たない穿孔深さ 45mm 程度の穴を掘って緩降機を設置した。

(5) 着工届出違反の発覚

平成 22 年 8 月 24 日。

消防法令違反に対する違反調査のため、a から供述録取を行った際、a は B 社の b を同席させ、緩降機の設置工事に伴う設置届を持参した。当該設置届に添付された試験結果報告書の試験日は平成 22 年 8 月 20 日となっており、試験実施者は消防設備士資格の甲種第 5 類を持っている B 社の h であった。

そこで消防職員が当該建物の 5 階ベランダを確認すると、緩降機が設置されていたことから、着工届出がない工事として、着工届出義務違反が発覚した。

(6) 技術上の基準違反の発覚

平成 22 年 9 月 9 日。

着工届出義務違反の違反調査と並行して、緩降機の検査を行うこととし、B 社の b と D 社の x の立ち会いのもと、緩降機の設置に伴う検査が行われた。検査員が、取り付け部分のコンクリートの厚さや穿孔深さについて確認したところ、D 社の x が設置場所のコンクリートの厚さが十分でない旨を供述した。

(7) 違反調査 [供述録取]

ア 平成 22 年 9 月 9 日及び 16 日。

B 社の b は設置工事の受注発注の経緯および設置工事の内容について以下の内容を供述した。

- (ア) 設置工事の作業自体には従事していない。
- (イ) 当該設置場所への金属拡張アンカーによる緩降機の取り付けを指示した。
- (ウ) 8 月 20 日 D 社の x は金属拡張アンカーの締付けトルク試験の数値が基準以下であったにも関わらずそのまま設置工事を続行させた。
- (エ) 8 月 24 日に持参した設置届は、8 月 20 日に締め付け強度が得られなかったことか

ら x が「試験実施者」名を未記入のまま、他の関係書類と併せて b に手渡したもので、b が関連する職員 h の名前を無断で使用し報告したものであった。

- (d) 当該設置工事に伴う着工届は、届出の必要はないものと思い込んでいた (b は、乙種第 6 類のみ取得しているため)。
- (e) C 社から 9 月 3 日に金属拡張アンカー部分の補修工書の要請があった。
- (f) 9 月 3 日に再度金属拡張アンカーの締付けトルク試験を行ったところ基準値の測定結果が得られた。

イ 平成 22 年 9 月 9 日及び 16 日。

D 社の x 及び y は、設置工書の受注発注の経緯および設置工事の内容について以下の内容を供述した。

- (a) 当該設置工事に伴う着工届は、B 社の b が届け出るものと思い込んでいた。
- (b) 設置工事の主な作業は自分が行った。
- (c) 当該設置場所への金属拡張アンカーによる緩降機の取り付け指示は B 社の b が行った。
- (d) 8 月 20 日金属拡張アンカーの締付けトルク試験の数値が基準以下であったにも関わらず、そのまま設置工事を続行した。
- (e) 8 月下旬 C 社の c から 9 月 9 日に強度不足の補修工事立ち会い要請があった。
- (f) その前に、C 社の x に金属拡張アンカー部分は補修工が必要である旨の話しをしていた。
- (g) 9 月 3 日に再度金属拡張アンカーの締付けトルク試験を行ったところ基準値の測定結果であった

(8) 違反調査 [実況見分]

平成 22 年 10 月 28 日。

緩降機の撤去工事に際して以下の状況を確認した。

金属拡張アンカーのテーパボルトとスリーブが壁面から約 15mm 程度突出していた。

(9) 違反調査の結果及び違反通告の内容

ア B 社の b について

法第 17 条の 12 違反 (誠実業務実施義務違反・技術基準に反する工事) 及び法第 17 条の 14 違反 (消防用設備等の設置工事着工届出義務違反) の事実は確認できない。
違反通告なし。

イ C 社の c について

法第 17 条の 12 違反 (誠実業務実施義務違反・技術基準に反する工事) 及び法第 17 条の 14 違反 (消防用設備等の設置工事着工届出義務違反) の事実は確認できない。
違反通告なし。

ウ D 社の x について

法第 17 条の 12 違反 (誠実業務実施義務違反・技術基準に反する工事) 及び法第 17 条の 14 違反 (消防用設備等の設置工事着工届出義務違反) の事実は確認できた。
違反通告については以下のとおり。

- ・ 誠実業務実施義務違反(技術基準違反の工事) 法第 17 条の 12 8 点
 - ・ 消防用設備等の設置工事着工届出義務違反 法第 17 条の 14 4 点
- 計 12 点

エ D 社の y について

法第 17 条の 12 違反（誠実業務実施義務違反・技術基準に反する工事）の事実は確認できたが、法第 17 条の 14 違反（消防用設備等の設置工事着工届出義務違反）の事実については確認でなかった。

違反通告については以下のとおり。

- ・ 誠実業務実施義務違反(技術基準違反の工事) 法第 17 条の 12 8 点

(10) 消防設備業者に対する指導書

ア 平成 22 年 12 月 24 日。

D 社に対して以下の事項について指導書を交付した。

- (ア) 消防用設備等の設置工事を実施する場合は、法令を遵守し、技術上の基準に適合するものとなるようにすること。
- (イ) 法第 17 条の 5 の規定に基づく政令で定める工事を行う場合は、着工届の作成及び届出の要否について確認し、必要な場合は工事に着手しようとする日の 10 日前までに管轄消防署長へ届け出ること。
- (ウ) 消防設備等の工事を発注する場合は、当該工事が法第 17 条の 5 及び令第 36 条の 2 に規定する工事に該当するかを確認すること。
- (エ) 該当する工事を発注する場合は、着工届の作成及び届出の責任を明確にすること。

イ 平成 23 年 1 月 14 日。

C 社に対して以下の事項について指導書を交付した。

- (ア) 法第 17 条の 5 の規定に基づく政令で定める工事を行う場合は、着工届の作成及び届出の要否について確認し、必要な場合は工事に着手しようとする日の 10 日前までに管轄消防署長へ届け出ること。
- (イ) 消防設備等の工事を発注する場合は、当該工事が法第 17 条の 5 及び令第 36 条の 2 に規定する工事に該当するかを確認すること。
- (ウ) 該当する工事を発注する場合は、着工届の作成及び届出の責任を明確にすること。

ウ 平成 23 年 1 月 25 日。

B 社に対して以下の事項について指導書を交付した。

- (ア) 法第 17 条の 5 の規定に基づく政令で定める工事を行う場合は、着工届の作成及び届出の要否について確認し、必要な場合は工事に着手しようとする日の 10 日前までに管轄消防署長へ届け出ること。
- (イ) 消防設備等の工事を発注する場合は、当該工事が法第 17 条の 5 及び令第 36 条の 2 に規定する工事に該当するかを確認すること。
- (ウ) 該当する工事を発注する場合は、着工届の作成及び届出の責任を明確にすること。
- (エ) 試験結果報告書の試験実施者の欄には、試験を実施もしくはその結果を確認した者の氏名を記載すること。

グループ検討

テーマ <消防用設備設置工事の基準違反に対する違反通告措置 平成22年>

1, 違反事項の確認

消防設備の工事や点検において行われた技術基準に反する工事や基準に反する点検について、違反調査を実施したことがありますか。

グループ内で経験して内容を話あってください。どんな事案に対してどのような姿勢でのぞみましたか。

2, 違反者の特定

違反者に関する違反調査を行う際、どのような方法で何を確認しておく必要がありますか。

3, 違反事実の特定

複数の人物が関与する違反行為について違反調査を進める場合、どのようなことに留意して、調査違反事実の特定をすすめることが必要でしょうか。

また B 社の b に関する着工届の義務違反について、どのように考えるのかグループ内で話し合ってください。

助言者が付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容